

今回の農協法改正は、
・平成26年6月の「政府・与党とりまとめ」
・平成27年2月の「法制度の骨格」
を踏まえたものである

農協法改正について

平成28年1月
農林水産省

農協の現状

農協数	(昭和35年) (平成27年) 12,050 ➡ 679	それぞれの農協は自立して創意工夫で自由に 経営展開できる状況 現に、創意工夫して農産物販売等を行っている 農協も存在
職員数	(平成5年ピーク) (平成25年) 30万人 ➡ 21万人 〔うち 販売+営農指導 14% 信用+共済 46%〕	農産物販売等に優秀な人材をシフトする必要
組合員数	(昭和35年) (平成25年) 正組合員 (農業者) 578万人 ➡ 456万人 〔70歳以上の正組合員 比率 4割超〕 准組合員 (地域住民) 76万人 ➡ 558万人	世代交代が進めば農協の事業シェアは更に低下 する可能性 次世代の農業者が積極的に利用するような農協 にしていけることが必要
農協の シェア	(昭和60年) (平成25年) 米の販売 66% ➡ 51% 飼料の購入 51% ➡ 28%	
収支構造	JAの平均値 (平成25年) 信用 +3.7億円 共済 +2.0億円 経済等 ▲2.1億円 〔個別JAをみれば経済事業でプラス になっているところが2割〕 合計 +3.7億円	経済事業(農産物販売・生産資材調達)で農業者 にメリットを出しつつ、経営を安定させていくことが 必要
農業者の 期待	アンケート (平成25年) 販売力の強化を求める声 79% 資材価格の引下げを求める声 80%	正組合員である農業者の声に応えていく必要

農協を取り巻く環境の変化

	農協法制定当時(昭和22年)	現 在
食料の需給状況	○不足基調 ・米は国が全量買い入れる食管制度 (農協の役割は集荷と国への引渡し) ・野菜等は市場で公平に分配 (農協の役割は集荷と市場への出荷)	○過剰基調 ・消費者・実需者のニーズに 対応しなければ有利に販売 できない (米も民間流通)
農業者の状況	○農地解放直後で、 各農家の経営規模は均質(1ha弱)	○大規模な担い手農業者と小規模 な兼業農家に階層分化 ・担い手農業者を含めた農業者の ニーズに対応しなければ地域 農業は発展しない ・担い手農業者にメリットがあれば、 農業者全体にメリットがあるはず

農協法改正の全体像

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

法改正の内容

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により**、組織の一部を**株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会（自律的な組織）に移行する**

全農

- その**選択により**、**株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

農協改革の基本的な考え方

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協 が

自由な経済活動を行うこと
により、農業者の所得を向
上させるようにすることが
改革の基本

連合会等 は

地域農協の自由な経済活動
を制約せず、適切にサポー
トしていくことが基本

地域農協の改革①

農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大前提

農協が自立した経済主体として農業者にメリットのある事業運営ができるようにするために

現在

農産物の有利販売や生産資材の
有利調達に農協の最大の使命である
との意識が不十分

「非営利」規定が『もうけてはいけない』
との誤解を招いている面も

農協には、組合員は農協を利用
するのが当たり前という意識があり、
独禁法違反の不公正な取引方法で
摘発される事例も

委託販売方式など従来の事業方式
に慣れている人が役員を構成

これでは、農業所得の向上に向けた
経済活動を積極的に行うことは難しい

改革の方向

農協は、農業所得の増大に最大限配慮することを
法に明記

農協は、的確な事業活動で高い収益性を実現し、
組合員への還元(事業利用分量配当)と将来への
投資に充てることを法に明記

改革の方向

農業者にメリットで選ばれる農協となるため、農協
は農業者に事業利用を強制してはならないことを法
に明記

改革の方向

理事の過半は、原則として、認定農業者・農産物
販売のプロ等にする

青年・女性も積極的に登用

具体的な人選は地域農協の判断

地域農協の改革②

農産物を有利に販売するために

現在

委託販売がほとんど
〔農協はリスクをとらず、集荷・出荷
が中心〕

この結果、安値のことが多く、農業者は
農協離れ

改革の方向

買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大
〔適切なリスクをとりながらリターンを大きくする
ように販路を開拓する〕

地域農協自らの取組み

＜連合会等の支援＞

全農等は、大口実需者
との安定取引関係を
構築し、有利な販売
ルートを提供して支援

生産資材を極力安くするために

現在

JAグループということで全農・経済連
から調達することが多い

この結果、割高のものがあ、農業者は
農協離れ

改革の方向

全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、
最も有利なところから調達

地域農協自らの取組み

＜連合会等の支援＞

全農等は、他の調達先に
負けないよう、極力安く
調達して農協に供給

地域農協の改革③

金融事業の負担・リスクを軽減して人的資源等を経済事業にシフトできるようにするために

現在

地域農協自身の名前で信用事業を運営

このため、銀行・信用金庫等と同様の規制を受ける

改革の方向

地域農協が選択すれば

農林中金・信連へ信用事業を譲渡し、自らはその代理店等として金融サービスを提供
(既にJAバンク法に規定されている方式)

＜連合会等の支援＞

農林中金・信連は、代理店手数料の水準を示す

〔手数料は、地域農協が自ら信用事業を行う場合の収益を考慮して設定〕

現在

農協は協同組合である以上、員外利用規制がかかる

准組合員は議決権がなく、運営に参加できない

改革の方向

地域農協が選択すれば

地域サービス部分等を分割して、株式会社や生協に組織変更できる

〔誰に対してもサービスを提供でき、准組合員であった者も議決権を持てる〕

連合会等の改革（全農・経済連）

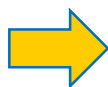
会員農協と連合会の役職員の徹底した話し合いが大前提

地域農協の自由な活動を適切にサポートするために

現在

全農・経済連を通して、必ずしも農産物が有利に販売できていない

全農・経済連の取り扱う生産資材の中には割高なものもある

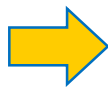


改革の方向

- 地域農協に農産物の有利な販売ルートを提供できるように、大口実需者との安定取引関係を構築
- 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化
- 地域農協が全農・経済連を利用するかどうかは、地域農協の自由な判断に委ねる
- 経済界と連携して農業の発展に資する活動を実施。特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行

全農・経済連自らの取組み

全農・経済連も農協法上の連合会であり、員外利用規制、事業範囲の規制がかかっている



改革の方向

全農・経済連が選択すれば

- 農協出資の株式会社に組織変更できる（農協法の規制を受けることなく自由に経営できる）

連合会等の改革（農林中金・信連・全共連／厚生連）

会員農協と連合会の役職員の徹底した話し合いが大前提

地域農協の自由な活動を適切にサポートするために

現在

地域農協の金融事業の負担を軽減するための
努力が不十分

地域農協が信用事業譲渡方式を選択するか
どうかの判断材料が示されていない

農協系統全体では90兆円を超える資金
があるが、農業融資は1兆円余りとどまる

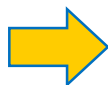


改革の方向

- 農林中金・信連・全共連は、地域農協の信用・共済事業の負担を軽減する事業方式を提供
- 特に、農林中金・信連は、信用事業の譲渡を行った地域農協に農林中金等の代理店等を設置する場合の代理店手数料の水準を早急に示す（地域農協が自ら信用事業を行う場合の収益を考慮して設定）
- 全共連も、地域農協の共済事業の事務負担を軽減するような改善策を示す
- 豊富な資金を農業・食品産業の発展に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用

厚生連は農協法上の連合会であり、
員外利用規制がかかっている

これが地域に必要な医療サービスを提供
する上でネックとなることがあり得る



改革の方向

厚生連が選択すれば

- 社会医療法人に組織変更できる
農協法の規制を受けることなく、公的医療機関として、
非課税措置も継続しつつ、地域に必要な医療サービスを提供できる

連合会等の改革（全国中央会・都道府県中央会）

会員農協による徹底した話し合いが大前提

地域農協の自由な活動を適切にサポートするために

現在

中央会制度は、農協経営が困難な状況にあった昭和29年に導入された、行政に代わって農協の指導・監査を行う特別な制度

かつて1万を超えていた地域農協も、中央会の指導の成果で約700に減少し、1県1JAも増加

JAバンク法に基づき信用事業については、農林中金に指導権限が付与されている

全中監査については、信用金庫・信用組合といった協同組織形態の金融機関でも公認会計士監査が義務付けられており、金融業務のイコールフットINGの観点から批判がある

改革の方向

自律的な新たな制度に移行

【都道府県中央会】

経営相談・監査、意見の代表、総合調整などを行う農協連合会に移行

【全国中央会】

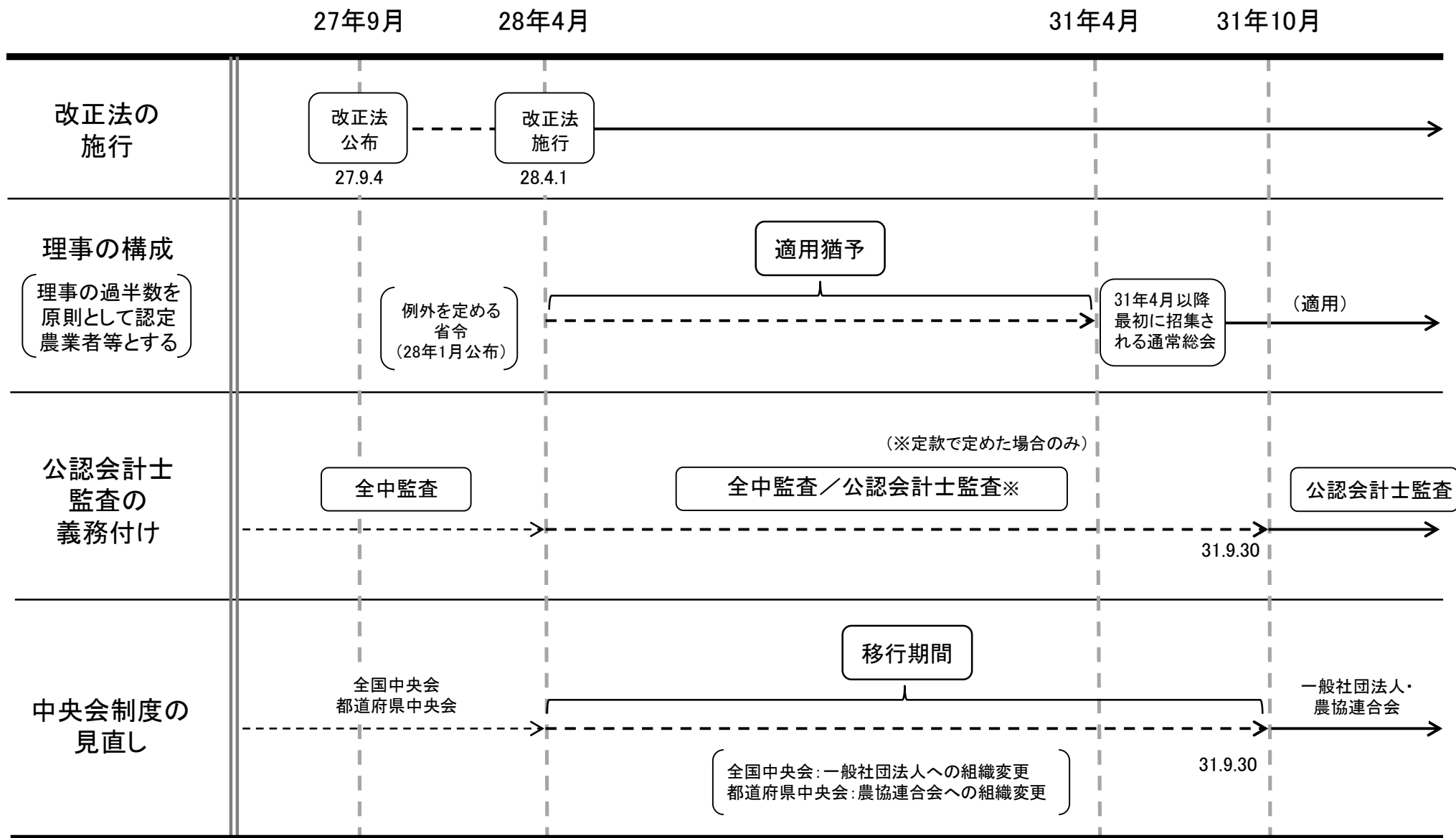
組合の意見の代表、総合調整などを行う一般社団法人に移行

改革の方向

【全中監査の廃止】

農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付け（業務監査は任意）

改正農協法に係る今後のスケジュール



(参考)

○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)

附則

(自主的な取組の促進及び検討)

第51条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進(新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。)についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況(次項において「改革の実施状況」という。)、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、准組合員(新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。)の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員(新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。)及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

～農林水産省（経営局）のホームページに農協改革ホットラインを開設しました～

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/c45f.html>

ここをクリック
していただくと、
記入フォームに
移ります

農林水産省

© キッズサイト English
ホーム サイトマップ このサイトの使い方 文字の大きさ・色を変えるには
サイト内検索 検索 文字サイズ変更 小 中 大 色変更 白 青 黄 黒

農林水産省について
組織・政策
報道・広報
統計情報
ご意見・お問い合わせ

[ホーム](#) > [組織・政策](#) > [経営](#)

経 営

注目情報 TOPICS

[農協改革ホットライン](#) ・ [農業委員会改革ホットライン](#)を開設しました！

このたび、皆さんから農協改革について幅広くご意見・ご質問をお寄せ頂けるよう、農林水産省のホームページ上に農協改革ホットラインを開設しました。

農協改革は、農業者と農協の役職員が徹底して話し合っていて進めていくことが重要ですが、その際には、

- 自分たちが進めようとしている新たな取組が今回の農協改革の考え方と合っているか知りたい
- 改正された農協法や関係する政省令の解釈を教えてください
- 取組がうまく進むよう、行政に相談に乗ってほしい
- 自分たちの取組は他の農協にも参考になると思うので、広く周知してほしい

など、様々なご質問・ご意見が出てくるものと思いますので、そのようなときは、このホットラインで積極的にお伝え頂きたいと思います。

また、同様に、農業委員会改革についても、幅広くご意見・ご質問をお寄せいただけるよう農業委員会改革ホットラインを開設しました。

今回の改正は、市町村の農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など)を積極的に進めていくことを目的としています。ご不明な点があれば、お気軽にご連絡下さい。

農地を借りた方、貸したい方へ

農地中間管理機構

人と農地の問題の解決

農業を始めた方皆さんを応援します！

農協改革ホットライン

農業委員会改革ホットライン

女性の活躍を応援します！

農業女子PJ

(担当) 農林水産省 経営局協同組織課
03-6744-2163